

議案参考資料

[令和4年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

地域医療感染症対策室 地域医療係

議案名

議案第75号 桐生地域医療組合規約の変更に関する協議について

趣旨・目的

桐生地域医療組合が地方公営企業法の全部を適用することに伴い、規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生厚生総合病院の経営を強化するため、桐生地域医療組合が公営企業法の全部を適用することに伴い、同組合規約について組織名称のほか企業団へ移行するための改正が必要になることから、規約の全部を変更するものです。

- 1 組合の名称が「桐生地域医療組合」から「桐生地域医療企業団」へ変更になります。
- 2 人事管理や業務執行を行わせるため、構成市(桐生市、みどり市)の長が共同して任命する企業長を置きます。
- 3 企業団の経営方針、その他重要な運営事項の協議を行うため、構成市の長と企業長で構成する「桐生地域医療企業団開設者協議会」を設置します。

(施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

桐生地域医療組合は、桐生厚生総合病院の設置及び管理に関する事務を共同で処理するため、本市とみどり市とで組織する一部事務組合です。

総務省が平成27年に示した新公立病院改革ガイドライン及び令和4年に示した公立病院経営強化ガイドラインでは、公立病院改革の一つとして、地域の実情を踏まえつつ、経営形態の見直しについても検討を行うことが求められており、桐生地域医療組合が策定した桐生厚生総合病院新公立病院改革プラン継続計画(計画期間：令和3年度～令和5年度)の中で、経営改善に資する取組として、令和5年4月からの企業団への移行を目指しています。

なお、一部事務組合規約の変更は、組織団体間で協議により定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。その協議は、組織団体の議会の議決を経なければならないと地方自治法で規定されています。